

阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（素案）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（市の責務）

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は阿蘇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第 5 条 法第 19 条第 9 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日(平成 28 年 1 月 1 日)から施行する。

(準備行為)

2 市長又は教育委員会は、この条例の施行前においても、この条例の実施のために必要な手続きその他の行為をすることができる。

別表第 1 (第 4 条関係)

| 機関 | 事務 |
|--------|---|
| 1 市長部局 | 阿蘇市乳幼児医療費助成に関する条例(平成 17 年阿蘇市条例第 117 号)による医療費の助成に関する事務 |

ここでは、社会保障・税・災害対策に関する事務及びこれらに類する事務のうち、個人番号を利用することで効果を発揮できる事務(以下、「独自利用事務」といいます。)を精査します。法第 9 条第 1 項に規定する事務(以下、「法定事務」といいます。)と密接な関係があり、法定事務と一体的に実施しないと事務の遂行に支障を来たすものは平成 28 年 1 月までに条例で定め、それ以外の事務については、今後検討して行きます。

(例) 各種医療費助成に関する事務、地方税の減免に関する事務など

なお、法別表第二に規定される事務については、包括的に規定します。

別表第 2 (第 4 条関係)

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|--------|----------------------------------|---------|
| 1 市長部局 | 阿蘇市乳幼児医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 | 住民票関係情報 |
| | | 地方税関係情報 |

ここでは、法定事務及び法定事務と独自利用事務の効率的な処理に必要な限度で、市の同じ機関内へ特定個人情報を提供する事務を条例で定めます。

(例) 福祉課(市長部局)から税務課(市長部局)への所得照会事務など

別表第3(第5条関係)

| 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
|---------|-------------------------|--------|---------|
| 1 教育委員会 | 学校教育法施行令による学齢簿の編製に関する事務 | 市長部局 | 住民票関係情報 |

ここでは、法定事務及び独自利用事務の効率的な処理に必要な限度で、教育委員会など市の他の機関へ特定個人情報を提供する事務を条例で定めます。

(例) 教育課(教育委員会)から市民課(市長部局)への住所照会事務など